

令和2年7月1日

就労移行支援事業所 管理者 様  
就労継続支援（A型）事業所 管理者 様  
就労継続支援（B型）事業所 管理者 様

神戸市福祉局就労支援担当部長

新型コロナウイルス対応に伴う就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）における臨時的な在宅でのサービス利用に係る取扱いについて

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市における新型コロナウイルス対応に伴う就労系サービスにおける在宅でのサービス利用の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症防止のための事業所等の対応についてQ&A（通所系）」においてお示ししているところです。

今般、厚生労働省より、令和2年6月19日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）」が発出されたことを受け、本市における今後の対応方針を下記のとおりまとめましたのでお知らせします。

各事業所におかれましては、取扱いをご確認のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る取扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、就労系サービスの在宅利用に係る取扱いについては、「就労移行支援及び就労継続支援A型、就労継続支援B型に係る在宅利用について」（平成28年1月5日 神保障支第2700号 神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課長通知）の取扱いを緩和して柔軟な取扱いを認めておりますが、今後、年度内における取扱いについては、本市ホームページに掲載している「新型コロナウイルス感染症防止のための事業所等の対応についてQ&A」の「通所系サービス編 Q2-9」においてお示ししている内容を変更し、次のとおりとします。

#### （1）適用期間

令和2年8月1日から令和3年3月31日まで

※本市ホームページに掲載している「新型コロナウイルス感染症防止のための事業所等の対応についてQ&A」の「通所系サービス編Q2-9」の取扱いについては、令和2年7月31日までとします。

※通所系サービス編Q&Aも併せて更新しておりますのでご確認ください。

(2) 今後（令和2年8月1日から令和3年3月31日まで）の取扱い

次の要件のいずれにも該当する場合は、在宅でのサービス利用を可能とする。

利用者	・在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められる場合
事業所	・運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記
支援方法	以下の要件を全て満たすこと ① 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること。 ② 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成。作業活動、訓練等の内容又は利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も可能であること。 ③ 緊急時に対応できること。 ④ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。 ⑤ 事業所職員による訪問又は利用者の通所により評価等を1週間につき1回は行うこと。 (※訪問又は通所による評価を、電話、PC等による評価等に代替可) ⑥ 原則として、月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行う。 (※利用者の通所による評価は、事業所職員による訪問による評価に代替可) ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない。

2. 本市への届け出について

(1) 届出書類

令和2年8月以降も在宅でのサービス利用を継続する対象者については、サービス開始日までに「新型コロナウイルス対応に係る就労系障害福祉サービスにおける臨時的な在宅でのサービス提供の届出書」【別添1】を提出してください。年度途中で、本通知の対象となる在宅利用を新たに開始する場合は、サービス提供開始日までに届出書を追加で提出してください。

また、在宅支援を実施した翌月15日までに、実施状況等の報告「新型コロナウイルス対応に係る就労系障害福祉サービスにおける臨時的な在宅でのサービス提供の報告書」【別添2】を提出してください。

(2) 書類の提出方法等

メール、郵送のいずれか（FAX不可）の方法で下記提出先まで提出してください。なお、電子メールで送信する場合は、セキュリティのためファイルにパスワードを設定のうえ添付してください。

※令和2年7月分までの報告については、従来どおり、各区健康福祉課あんしんすこやか係（北神区役所、北須磨支所は保健福祉課あんしんすこやか係。身体・知的・精

神いづれの種別についても区役所) に提出ください。

(参考)

	令和2年7月まで	令和2年8月以降
事前届出書	無し	・新型コロナウイルス対応に係る就労系障害福祉サービスにおける臨時的な在宅でのサービス提供の届出書【別添1】 ・対象者情報シート
報告書	・報告書(様式2-1) ・日報等	・新型コロナウイルス対応に係る就労系障害福祉サービスにおける臨時的な在宅でのサービス提供の報告書【別添2】
提出先	各区健康福祉課あんしんすこやか係	神戸市福祉局障害者支援課

※令和2年8月以降も、本市から求められた場合には訓練・支援状況が分かる資料(日報等)を提出できるようにしておいてください。

### 3. その他

新型コロナウイルス対応によらない従来の在宅利用については、平成28年1月5日神保障支第2700号通知「就労移行支援及び就労継続支援A型、就労継続支援B型に係る在宅利用について」に沿った手続きが必要になります。

### 4. 関連通知

厚生労働省通知「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第6報)(令和2年6月19日付事務連絡)」

[https://www.city.kobe.lg.jp/documents/33402/r020619\\_syurou.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/33402/r020619_syurou.pdf)

### 5. 参考 URL (本通知及びQ&Aを掲載しています)

神戸市 HP (ホーム) > ビジネス > 事業者への各種案内・通知 > 障害福祉事業 > 新型コロナウイルス感染症防止に関連する事業所等の対応について(放課後等デイサービスを除く)

[https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/syogai\\_corona/r020319.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/syogai_corona/r020319.html)

#### 【届け出・報告書の提出及び本件に関する問い合わせ先】

〒650-0031

神戸市中央区東町113-1 大神ビル701

神戸市 福祉局 障害者支援課 就労促進係

電話：078-322-5228 電子メール：[fuwapon@office.city.kobe.lg.jp](mailto:fuwapon@office.city.kobe.lg.jp)